

（１４）教員資格認定試験により普通免許状を取得する方法（免許法第１６条第１項）

大学等における通常の教員養成課程の単位を修得せずに、文部科学省が実施する教員資格認定試験に合格することで免許状を取得する方法です。

試験は毎年実施されており、試験合格者は、所定の書類を揃え、都道府県教育委員会に申請することにより、当該学校教諭の普通免許状を取得することができます。

試験詳細や過去の出題等は文部科学省ホームページ等に掲載されていますので、そちらを御覧ください。